

長野県飲食店食べきり推進事業公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年6月13日

資源循環推進課長

1 業務の概要

(1) 業務名

長野県飲食店食べきり推進事業

(2) 業務の目的

日本の食品ロス※発生量は令和4年度推計で472万トン（農林水産省、環境省公表）。そのうち事業系食品ロスは236万トンとなっている。

事業系食品ロスは食品の製造から消費に至るまで様々な段階で発生しているが、外食産業では食品廃棄物に占める食品ロスの割合が高い（約60%）。食べ残し等の削減に向け、事業者だけでなく消費者を含めて、一層の取組が必要である。

このため、外食産業に焦点を当て、飲食店利用者が飲食時に食べきった場合（持ち帰りを含む）にメリットを付与する事業を展開することにより、外食産業における食品ロス削減を推進する。

飲食店においては本事業に参加することにより、利用者の増加、食品ロス削減による経費削減、廃棄物削減による環境への貢献等のメリットが期待できる。

※食品ロス：本来、食べられるのに廃棄されてしまう食品のこと

(3) 業務内容

- ア 参加事業者の募集
- イ インセンティブコンテンツの作成及び運営
- ウ 専用ウェブページの作成及び運営
- エ 消費者に向けた事業の広報
- オ 効果測定

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 業務の実施場所

長野県内

(6) 履行期間

契約日から令和8年2月27日（金）まで

(7) 費用の上限額

3,550,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がA又はBに区分されている者であること。
- (7) 過去5年間に、国又は地方公共団体と、本業務と同種の業務を履行した実績を有する者であること。
- (8) 県内に本店、支店又は営業所を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（（5）①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570	長野県長野市南長野幅下692-2
	長野県環境部資源循環推進課資源化推進係
電 話	026-235-7181
F A X	026-235-7259
メール	junkan@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和7年6月25日(水)午後5時必着

(土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

【(注) 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日という。以下同じ。】

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに資源循環推進課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び参加要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(4)①)の3日前までに、書面により資源循環推進課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により資源循環推進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付期限 令和7年7月11日(金)午後5時まで

(2) 受付場所 3(4)に同じ。

(3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(4) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。

(5) 回答方法 資源循環推進課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等

の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年7月14日（月）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

（１）提出書類等

- ① 企画提案書の作成様式（様式第8号による）
- ② 企画書説明資料（任意様式）
- ③ 会社概要又はパンフレット（写し可）
- ④ 経費見積書（様式第16号）

（２）企画書記載上の留意事項

- ① 企画書は、イメージ図等を用いるなど極力わかりやすい表現で記載し、別に定める仕様書（案）の内容を踏まえた上で、概ね次の項目順に従って記載してください。

1	基本事項	・業務の受託に関する基本的な考え方 ・業務に要する経費
2	本事業名又はキャンペーン名	・利用者が認知しやすい名称、キャッチコピー等
3	参加事業者の募集	・募集手法 ・インセンティブ内容
4	インセンティブコンテンツの作成及び運営	・コンテンツ手法 ・コンセプト、構成及び効果等
5	専用ウェブページの作成及び運営	・コンセプト、構成（図等のラフ案を用いてイメージが想起できるもの）
6	消費者向け事業の広報	・広報手法（媒体等） ・コンセプト、構成及び効果（視聴数、広告表示数等）
7	実施スケジュール	・業務全体のスケジュール ・業務を遂行するための組織・運営体制
8	その他	・提案の独自性や事業効果を高めるための工夫等

- ② 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1（7）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ③ 当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合はその旨記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

（３）企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付期限 令和7年7月11日（金）午後5時まで
- ② 受付場所 3（4）に同じ。
- ③ 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- ④ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものと

します。

- ⑤ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年7月18日(金)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 9部
- ④ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに資源循環推進課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

評価項目		評価内容	配点
企画全体のコンセプト		仕様書に沿った内容であるか	10
提案事業の内容等	提案内容	飲食店事業者が参加しやすい内容か	20
		消費者が参加しやすい内容か	20
		広報の対象を的確にとらえ、訴求力があるか	10
		効果的な啓発のための工夫はあるか	10
	実現可能	提案内容、スケジュール等から確実な実施が可能であるか	10
	組織・運営体制	業務体制管理が適切であるか	10
経済性(費用対効果)		事業内容等に対して必要な経費が適切に見積もられ、県の予算の範囲内であるか	10
合計			100

(6) 企画提案の選定の方法

- ① 企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行います。
- ② 評価は評価会議構成員(以下、「構成員」という。)により、A～Eの5段階により評価します。

A:非常に優れている B:優れている C:普通 D:やや劣る E:劣る

評価点は各評価項目に対する配点に計数1.0(A)、0.8(B)、0.6(C)、0.4(D)、0.2(E)を乗じた点数とします。(1提案者あたり100点満点)

③ 構成員は、②の採点結果により優れた方から順に、1位から3位までの順位付けを行います。同点がある場合は、各構成員の判断により順位付けを行います。

④ 構成員が行った順位付けに対し、1位は4点、2位は2点、3位は1点の順位点を付け、各構成員の順位点を総計して、最も得点の高い者を委託候補者として選定します。なお、最も得点の高い者が複数だった場合には、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により委託候補者を選定します。ただし、評価会議で構成員の過半数以上が総得点を60点未満、又は構成員の総得点の平均点が60点に満たない者は、順位点の如何に関わらず候補者として選定しません。

⑤ プレゼンテーションの実施日時及び場所

期日：令和7年7月25日（金）

時間：参加者へ個別に連絡します。

場所：くらしふと信州（長野市大字鶴賀間御所町1250-1）

所要時間：プレゼンテーション15分間、構成員による質疑約10分間

（7）選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により資源循環推進課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下、「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により資源循環推進課長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、資源循環推進課において閲覧に供します。

（8）非選定理由に関する事項

① （7）②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により資源循環推進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（9）その他の留意事項

① 企画提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて

虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第16号）を資源循環推進課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、資源循環推進課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570	長野県長野市南長野幅下692-2
	長野県資源循環推進課資源化推進係
電 話	026-235-7181
F A X	026-235-7259
メール	junkan@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。